



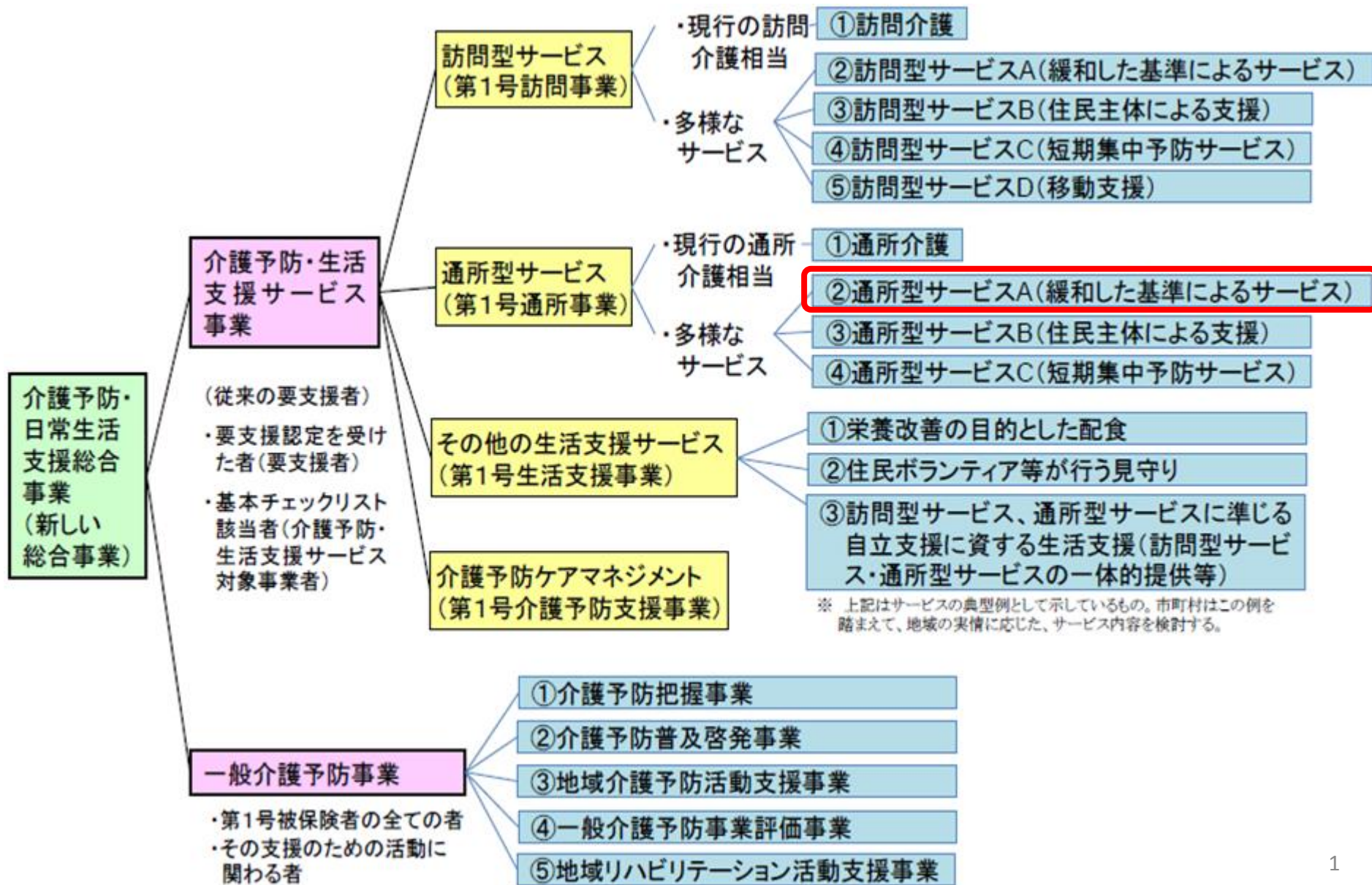
短期集中通所サービス (集中デイ) の概要

平成29年6月7日、12日

久留米市 介護保険課



総合事業における集中デイの位置づけ



総合事業における集中デイの位置づけ

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者	住民主体	保健・医療の専門職(市町村)

内容は、通所型サービスCだが、事業者指定で実施するため、通所型サービスAに位置づけ。

集中デイの趣旨

運動、栄養、口腔等の「心身機能」をはじめとし、「活動」や「参加」といった生活機能が低下し始めている高齢者に対し、リハビリテーション専門職による短期間の集中的なプログラム(助言・指導)により、状態を改善・向上させることで、居宅や地域での**健康で充実した日常生活**を送ることができるよう支援するもの。

あわせて、セルフケア、セルフマネジメントの意識付けを行い、集中デイ利用後の高齢者自身による介護予防の継続を推進する役割もある。

集中デイの対象者

次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者

- ▶ 事業対象者等（事業対象者、要支援1、要支援2）
- ▶ 初期の生活不活発病で、「心身機能」をはじめとし、「活動」や「参加」といった生活機能が低下しはじめている高齢者
- ▶ 高齢者自身に改善の意思があり、集中デイの利用による改善が見込まれる方。



元気デイを終了できそうな方や、退院直後等で生活機能の低下が見られるが、元気デイを利用するほどではない方等、元気デイの利用者より状態が軽い方が対象

集中デイ終了後のすがた

集中デイの終了後は、ちよこつとデイ(通所型サービスB)や一般介護予防事業、通いの場、地域のサロン等に参加しながら、集中デイで改善・向上した生活機能を維持し、健康で充実した日常生活を送ることを目標としている。

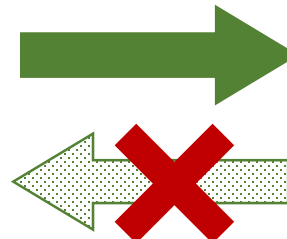
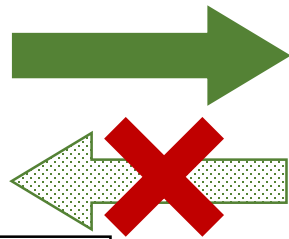
なお、明らかに通所介護等の利用が必要と思われる方は対象ではなく、原則として、集中デイの利用後は、他の通所型サービスは利用できない。

利用者の状態と支援等のイメージ

要支援者、事業対象者

元気な高齢者

利用者の
状態



一定期間の支援が必要
(短期間での改善の可能性小～中)

心身機能、生活機能の低下
(短期間での改善の可能性大)

健康で充実した生活

支援等



予防デイ、元気デイ

利用者の状態に
応じた必要な支援



生活機能訪問相談サービス、
集中デイ

専門職による
集中的な支援
(3か月間)



ちょこっとデイ、一般介護予防事業
地域の通いの場、地域活動等
セルフマネジメントによる介護予
防活動の継続

集中デイの事業内容

生活機能訪問相談サービス(訪問型サービスC)の事前アセスメント型を組み合わせ、日常生活に支障のある生活行為を明らかにし、その原因である心身機能や生活機能を改善するための個別性に応じたプログラムを複合的に実施する。

- ▶ 運動機能改善・向上プログラム
 - ▶ 口腔機能改善・向上プログラム
 - ▶ 栄養状態改善・向上プログラム
 - ▶ 認知機能の低下予防・支援プログラム
 - ▶ うつ予防・支援プログラム
 - ▶ ADL、IADLの改善プログラム
 - ▶ 家族支援プログラム
 - ▶ 個別支援プログラム
- 等

集中デイの概要①（利用期間、時間、送迎）

利用期間

原則として連続した3か月以内。

⇒ 3か月後の評価時に、介護支援専門員、地域包括支援センターと検討した結果、延長が必要と認められた場合に限り、3か月の延長が可能。（合計で最大6か月の利用）

利用時間

1回につき1時間以上3時間未満で、週2回程度。

送迎

送迎は必ずしも行う必要はないが、地域の特性や利用者の状態に応じて対応し、送迎を行う場合であっても、利用者の自立支援を促すため、状態に応じた送迎を検討。

集中デイの概要②（提供者）

計画職員

- ▶ 理学療法士、作業療法士
- ▶ 利用者の状態把握や個別支援計画の作成、実施後の評価を行う。

詳しい配置基準は、「事業者指定基準、報酬」にて説明

指導職員

- ▶ 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者
- ▶ 実際のプログラムの提供を行う。

連携体制

- ▶ 言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士
- ▶ 口腔や栄養に関する助言を行う。

集中デイの概要③（再度利用）

本サービスは、原則として1人1回のみ利用可能。再度利用は認められない。

ただし、前回利用の最終日から6か月以上が経過し、且つ、次に該当する事由が発生した場合は、再度の利用を認める。

ア 住環境や家庭環境に変更（転居等）があった場合

イ 本人の身体の状況に短期間でのサービスが必要と認められる何らかの変化（2か月以上の入院等）があった場合。

集中デイ利用までの流れ①（事前アセスメント）

- ▶ 集中デイは、生活機能訪問相談サービス（訪問型サービスC）の事前アセスメント型をセットで利用する必要がある。
- ▶ 生活機能訪問相談サービスの理学療法士又は作業療法士が利用者の居宅を訪問し、利用者のADL、IADL及び住環境における課題分析を実施し、集中デイの実施者に情報提供する。
- ▶ 集中デイの実施者は、事前アセスメントの内容に基づき、居宅での生活を見据えた指導・助言を行う。
- ▶ 事前アセスメントによって、集中デイの利用が不要と判断されることも。

集中デイ利用までの流れ②（イメージ図）

【生活機能訪問相談サービス（事前アセスメント）】

利用者の居宅を訪問し、日常生活における支障が何か、生活機能改善のポイントは何かを見極める。



集中デイを利用せず、専門職のアドバイスと、自主トレーニングにより心身機能、生活機能を向上。

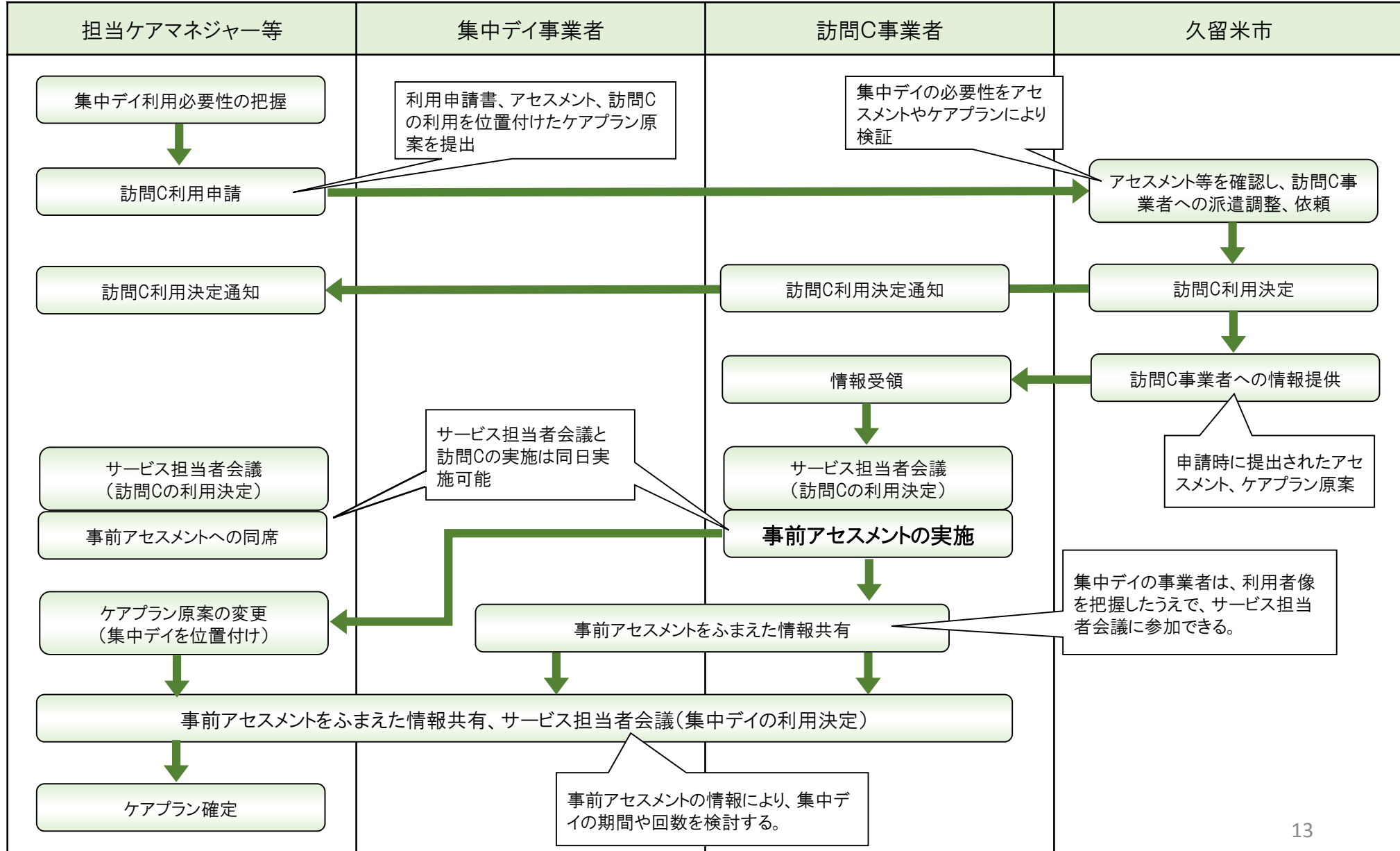
【集中デイ】

事前アセスメントで見極めた課題を改善するための短期集中的なケアを実施。

居宅や地域での
健康で充実した生活



集中デイ利用までの流れ③（フロー）



集中デイ実施の流れ①（状態把握～計画作成）

状態把握

初回利用日に、事前アセスメントの結果をふまえ、ADL、IADL等の状態把握や体力測定を実施。

⇒ 体力測定項目：握力、開眼片脚立ち、5m通常歩行、5m最大歩行、長座位体前屈、ファンクショナルリーチ、CS-30、TUG

支援計画作成

プログラム実施時の負荷や回数等の個別調整、利用者ごとに重点的に取り組むべき事項をふまえた個別支援計画作成。

⇒事前アセスメントによる情報をふまえ、利用者の居宅での過ごし方や住環境等も見据えた達成可能な目標を設定し、利用者が主体的に取り組む、達成感・充実感を持てるようなプログラムを設定する。

集中デイ実施の流れ②（プログラム実施）

プログラム実施

個別支援計画に基づき、指導職員がプログラムを実施。

- ▶ 運動機能だけでなく、口腔や栄養に関するプログラムや認知機能の低下を防ぐためのプログラムを複合的に組み合わせて提供。
- ▶ 集団実施が基本となるが、個別の状態に応じて、IADLの向上を含めた個別支援も実施。
- ▶ マシントレーニングだけでなく、ストレッチや有酸素運動、簡単な道具を用いた運動等を実施する等、集中デイ終了後も利用者が居宅等で継続して取り組むことができるような取り組みも実施。
- ▶ 集中デイ終了後の過ごし方や居宅での役割創出に向けた個別提案、セルフマネジメントの意識付けも行う。

集中デイ実施の流れ③（評価とアドバイス）

評価

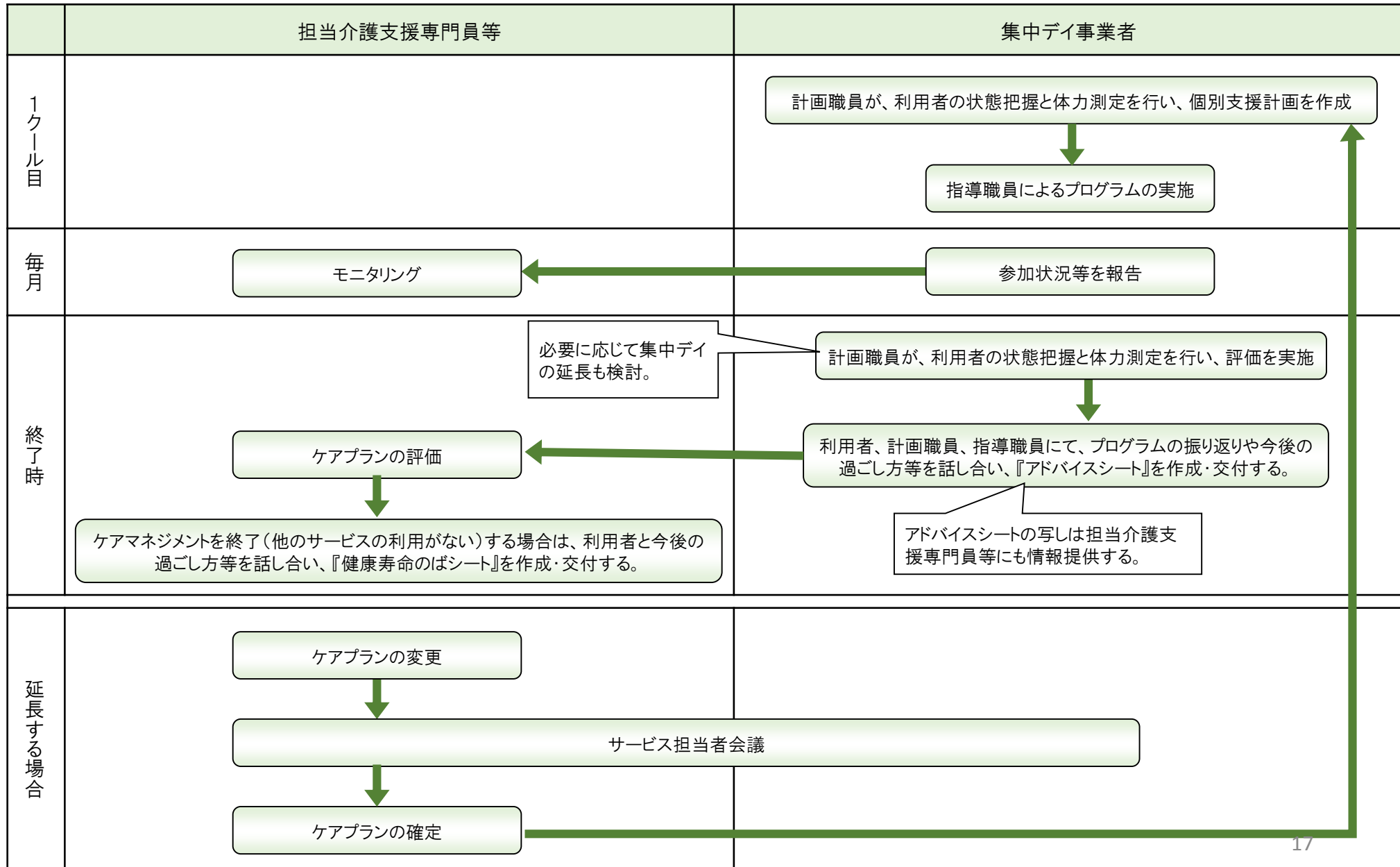
3か月間の終了時には、計画職員が、利用者の状態把握と体力測定を行い、評価を実施。

アドバイスシート

終了時には、利用者、計画職員及び指導職員が集まり、計画職員が行った評価等をもとに振り返りや今後の過ごし方やアドバイス等を行う。

- ▶ 話し合いとともに、利用者のセルフマネジメントの意識向上のために、生活上の注意事項や助言を記載した『アドバイスシート』を交付する。
- ▶ 集中デイで改善した状態が継続できるよう、一般介護予防事業や通いの場、ちょこっとデイ等への参加も働きかける。






集中デイ実施の流れ④（フロー）



集中デイ実施の例

初回利用日	・計画職員による状態把握、体力測定	他の利用者とともに行う等の工夫を。	
毎回	<ul style="list-style-type: none"> ① バイタルチェック ② ストレッチ(集団) ③ 筋力トレーニング(グループ) ④ 自宅でできる筋力トレーニングのアドバイス(個別) ⑤ 認知機能低下防止のゲーム(集団) ⑥ 口腔体操(集団) ⑦ ストレッチ(集団) ⑧ 茶話会 	<p>同じ課題を持つ利用者をグループ分けして支援。</p> <p>利用者同士の交流の推進や地域資源の紹介</p> <p>毎回同じプログラムだけでなく、口腔や栄養に特化した臨時プログラムも適宜実施。</p>	<p>10分</p> <p>20分</p> <p>20分</p> <p>15分</p> <p>15分</p> <p>10分</p> <p>15分</p> <p>15分</p> <p>(合計120分)</p>
月1回	・管理栄養士等による栄養指導と料理教室の開催		120分
月1回	・④から⑥に代えて、言語聴覚士等による嚥下機能の評価、助言、指導及び口腔に関する講話の開催		40分
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・計画職員による状態把握、体力測定 ・利用者本人を含め、振り返りや今後の過ごし方について話し合い、『アドバイスシート』を作成。 		60分

集中デイのポイント

-  改善・向上が十分に見込まれる高齢者が対象。
-  専門職からの集中的なケアで改善・向上を目指す。
-  訪問による事前アセスメントとの組み合わせにより、より居宅での生活に則した支援となる。
-  セルフマネジメントの意識向上により、高齢者が主体的に介護予防に取り組んでいくことを期待。
-  実施者、利用者がともに、慢性的なサービスではなく、健康で充実した日常生活へ「つなげるサービス」として認識する。

介護の芽が小さいうちに摘み取る！